



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (総務課)..... 11
- *3 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 25
- *4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 26
- *5 職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (")..... 26
- *6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 67
- *7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 68
- *8 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 70
- *9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 71
- *10 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 73
- *11 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 74
- *12 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 76
- *13 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 76
- *14 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (行政管理課)..... 79
- *15 学校法人等の助成に関する条例を廃止する条例 (文化学術課)..... 79
- *16 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (デジタル社会推進課)..... 80
- *17 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部を改正する条例 (自然環境課)..... 81
- *18 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例 (循環型社会推進課)..... 82
- *19 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 (環境管理課)..... 88
- *20 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の一部を改正する条例 (人権政策課)..... 91
- *21 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (こども未来課)..... 92
- *22 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (こども支援課)..... 93
- *23 和歌山県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (")..... 94
- *24 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 95
- *25 和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例 (健康推進課)..... 96
- *26 和歌山県営競輪事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例 (商工企画課)..... 97
- *27 和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 98
- *28 和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例 (商工振興課)..... 98
- *29 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(公営企業課).....	99
*30 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港振興課)....	102
*31 教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)....	102
*32 市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(")....	125
*33 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(")....	154
*34 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例	(")....	154
*35 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例	(")....	155
*36 警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(警察本部)....	155
*37 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(")....	171
*38 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)....	173

公布された条例のあらまし

◇ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

1 条例概要

次の条例について、刑法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

- (1) 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例
- (2) 職員の分限に関する条例
- (3) 職員の給与に関する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例
- (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (6) 和歌山県行政不服審査法施行条例
- (7) 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例
- (8) 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例
- (9) 和歌山県統計調査条例
- (10) 和歌山県土地利用審査会条例
- (11) 和歌山県立自然公園条例
- (12) 和歌山県公害防止条例
- (13) 和歌山県自然環境保全条例
- (14) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例
- (15) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例
- (16) 和歌山県青少年健全育成条例
- (17) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例
- (18) 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例
- (19) 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例
- (20) 和歌山県建築審査会条例
- (21) 和歌山県開発審査会条例
- (22) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (23) 砂防指定地の管理に関する条例
- (24) 教育職員の給与に関する条例

- (25) 警察職員の給与に関する条例
- (26) 和歌山県金属くず業条例
- (27) 集団行進及び集団示威運動に関する条例
- (28) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- (29) 和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例
- (30) 和歌山県暴力団排除条例

2 施行期日

令和7年6月1日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めることとしました。(第3条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 給料表について、国家公務員の俸給表に準じて職務や職責をより重視した体系に見直すこととしました。(別表第1～別表第3関係)
- (2) 昇給の基準を改定することとしました。(第10条関係)
- (3) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額を行うこととしました。(第14条関係)
- (4) 地域手当の級地区分及び支給割合の見直し並びに異動保障の延長を行うこととしました。(第14条の2及び第14条の4関係)
- (5) 交通機関等に係る通勤手当支給限度額を引き上げることとしました。(第15条関係)
- (6) 単身赴任手当について、採用時から支給可能となるよう支給要件を拡大することとしました。(第15条の2関係)
- (7) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとしました。(第19条の4関係)
- (8) 初任給調整手当の支給限度額及び支給期間を改めることとしました。(第20条関係)
- (9) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第23条及び第24条関係)
- (10) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を支給することとしました。(第25条の2関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1

号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めることとしました。(第6条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定することとしました。

(1) 特定任期付職員業績手当を廃止することとしました。(第7条関係)

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めることとしました。(第9条関係)

(3) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとしました。(第9条関係)

(4) 特定業務等短時間勤務職員に地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を支給することとしました。(第10条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第7条及び第7条の2関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、所要の改正を行うとともに、国立大学法人法の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第13条並びに附則第4項、第11項、第12項及び第16項関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、附則第4項、第11項及び第12項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表第1関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員について、時間外勤務の制限が適用される職員が養育する子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護との両立に資する制度又は措置に係る勤務環境の整備に関する措置等を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。(第8条の3、第15条、第19条の2及び第19条の3関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、この条例の附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときを新たに社会福祉業務手当の支給の対象とするとともに、規定の整備を行いました。(第8条及び第11条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第11条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、関係市町村が処理することとした知事の権限に属する事務の一部を見直すとともに、農地法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務の一部を関係町村が処理することとするほか、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

次の区分に応じ、それぞれに定める日から施行します。

(1) 第2条の表69の項の改正規定(同項を同表68の項とする部分を除く。) 令和7年4月1日

(2) (1)以外の規定 令和7年5月26日までの間において規則で定める日

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県推奨県産品審査委員会及び和歌山県振興局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会を設置することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 学校法人等の助成に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

私立学校法の一部改正に伴い、学校法人等の助成に関する条例を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立情報交流センターの施設の名称を改めること等に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第4条及び別表関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

外来生物の生息又は生育の状況に関する情報等を収集するための調査に必要な限度において、職員等に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができることとしました。(第5条及び第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法等の一部改正により、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止するための措置が講じられること等に伴い、特定事業の許可の基準を改めるとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(第1条、第2条、第5条、第8条、第12条、第17条～第23条、第29条、第32条、第34条～第36条及び第42条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法等の一部改正に伴い、太陽光発電事業実施予定者が作成し、知事の認定を受けなければならない太陽光発電事業計画の認定の基準の見直しを行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(第3条及び第11条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、第3条第2項第2号及び第11条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次の条例について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。

(1) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(第7条関係)

(2) 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例(第2条関係)

2 施行期日

公布の日又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を改めることとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第21条の8関係)

2 施行期日

公布の日又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 和歌山県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新宮医療圏に所在する基幹型臨床研修病院で臨床研修を受けている医師で、当該臨床研修の修了後、新宮医療圏に所在する公的医療機関に勤務しようとするものに対して貸与した研修資金について、その返還に係る債務を免除することとしました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として実施する取組に、歯科検診等を定期的に受けることの勧奨を加えるなど所要の改正を行いました。(第2条、第3条、第6条、第7条及び第9条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県営競輪事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

和歌山県営競輪事業運営基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県営競輪事業運営基金の設置に伴い、所要の改正を行いました。(題名及び第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

産業競争力強化法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員の給与について、次のとおり改定することとしました。

(1) 特定任期付職員業績手当を廃止することとしました。(第2条及び第15条の4関係)

(2) 管理職員特別勤務手当の支給対象を拡大することとしました。(第4条の2関係)

(3) 配偶者に係る扶養手当を廃止することとしました。(第6条関係)

(4) 単身赴任手当について、採用時から支給可能となるよう支給要件を拡大することとしました。

(第7条の2関係)

- (5) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当等を支給することとしました。(第22条関係)
- (6) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとともに、特定任期付職員に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとしました。(第23条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、1の(3)の改正規定は、令和8年4月1日に施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

船舶給水施設の使用料の額について、和歌山下津港及び日高港に係る区分を新たに設けるとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第1関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 給料表について、国家公務員の俸給表に準じて職務や職責をより重視した体系に見直すこととしました。(別表第2及び別表第3関係)
- (2) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額を行うこととしました。(第14条関係)
- (3) 地域手当の級地区分及び支給割合の見直し並びに異動保障の延長を行うこととしました。(第14条の2及び第14条の3関係)
- (4) 交通機関等に係る通勤手当支給限度額を引き上げることとしました。(第15条の3関係)
- (5) 単身赴任手当について、採用時から支給可能となるよう支給要件を拡大することとしました。(第15条の5関係)
- (6) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとしました。(第15条の6関係)
- (7) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第19条及び第20条関係)
- (8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に地域手当の特例を適用するとともに、住居手当及びへき地手当を支給することとしました。(第21条の2関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 給料表について、国家公務員の俸給表に準じて職務や職責をより重視した体系に見直すこととしました。(別表第1～別表第3関係)
- (2) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額を行うこととしました。(第16条関係)
- (3) 地域手当の級地区分及び支給割合の見直し並びに異動保障の延長を行うこととしました。(第16条の2及び第16条の3関係)

- (4) 交通機関等に係る通勤手当支給限度額を引き上げることとしました。(第17条の3関係)
- (5) 単身赴任手当について、採用時から支給可能となるよう支給要件を拡大することとしました。(第17条の5関係)
- (6) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとしました。(第17条の6関係)
- (7) 特殊勤務手当として、夜間学級担当手当を新設することとしました。(第18条の2関係)
- (8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給することとしました。(第22条の2関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新たに和歌山県立新翔くろしお中学校を設置することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 給料表について、国家公務員の俸給表に準じて職務や職責をより重視した体系に見直すこととしました。(別表第2関係)
- (2) 昇給の基準を改定することとしました。(第9条関係)
- (3) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額を行うこととしました。(第12条関係)
- (4) 地域手当の級地区分及び支給割合の見直し並びに異動保障の延長を行うこととしました。(第12条の2及び第12条の3関係)
- (5) 交通機関等に係る通勤手当支給限度額を引き上げることとしました。(第13条関係)
- (6) 単身赴任手当について、採用時から支給可能となるよう支給要件を拡大することとしました。(第13条の2関係)
- (7) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとしました。(第19条関係)
- (8) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第21条及び第22条関係)
- (9) 定年前再任用短時間勤務警察官及び暫定再任用警察官に地域手当の特例を適用するとともに、

住居手当、特勤手当及び寒冷地手当を支給することとしました。(第23条の2関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

◇ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民等の平穏な生活を保持することを目的として、住居等の付近をみだりにうろつくことを該当行為に追加する等、嫌がらせ行為の内容を見直すとともに、罰則を強化するほか、刑法の一部改正等に伴う所要の改正を行うこととしました。(第11条及び第18条関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、第18条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、同年6月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 県立高等学校の通信制における履修管理業務改善のため履修期間を単年度とすることに伴い、県立高等学校の通信制の授業料及び県立高等学校の聴講生として履修する通信制の科目の授業料の履修期間に係る規定を削るとともに、農業に関する専門科目を修めて県立高等学校を卒業し、引き続き農林大学校に入学した者のうち、学業成績が優秀と認められるものについては授業料を徴収しないこととしました。(別表第1第1項関係)
- (2) わかやまスケートパーク設置及び管理条例の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第1第27項関係)
- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引業の免許の申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定めることとしました。(別表第2第25項関係)
- (4) 和歌山県環境衛生研究センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うとともに、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部改正に伴い、特定事業の許可の申請等に対する審査に係る手数料の額の改定を行うほか、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行及び同法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとしました。(別表第3第3項及び第11項関係)
- (5) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。(別表第3第6項関係)
- (6) 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴に係る手数料の額の上限を改めることとしました。(別表第3第12項関係)
- (7) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第3第13項関係)
- (8) 道路交通法第49条第2項の規定に基づくパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う自動車の保管場所標章の交付等に係る手数料を廃止することとしました。(別表第3第15項関係)

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、別表第1第1項第1号及び同表第27項の改正規定は、公布の日から施行します。

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正

- 第1節 総務部関係（第1条—第8条）
- 第2節 企画部関係（第9条）
- 第3節 地域振興部関係（第10条）
- 第4節 環境生活部関係（第11条—第15条）
- 第5節 共生社会推進部関係（第16条）
- 第6節 福祉保健部関係（第17条—第19条）
- 第7節 県土整備部関係（第20条—第23条）
- 第8節 教育委員会関係（第24条）
- 第9節 警察本部関係（第25条—第30条）

第2章 経過措置

- 第1節 通則（第31条・第32条）
- 第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第33条—第36条）
- 第3節 その他（第37条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

第1節 総務部関係

（和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正）

第1条 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年和歌山県令第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 退職年金、通算退職年金（第2号又ハ第3号ノ場合ヲ除ク）、公務傷病年金及遺族年金ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略 (2) 死刑又ハ無期若ハ3年ヲ超ユル拘禁刑ニ処セラレタルトキ (3) 略 2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）	第9条 退職年金、通算退職年金（第2号又ハ第3号ノ場合ヲ除ク）、公務傷病年金及遺族年金ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略 (2) 死刑又ハ無期若ハ3年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ニ処セラレタルトキ (3) 略 2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）

ニ因リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ退職年金、公務傷病年金及遺族年金ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ退職年金ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス

第17条 吏員職員次ノ各号ノ一ニ当ルトキハ其ノ引続キタル在職年ニ付退職年金及退職一時金ヲ受クルノ資格ヲ失フ
(1) 拘禁刑ノ処分ニ因リ解職セシメラレタルトキ
(2) 在職中又ハ在職中ノ犯罪ニ因リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

第25条 退職年金ハ之ヲ受クル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其間之ヲ停止ス
(1) 略
(2) 3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス
(3) 略
2・3 略

第32条 遺族年金ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族年金ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ遺族年金ハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス
2 前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ遺族年金ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ退職年金、公務傷病年金及遺族年金ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ退職年金ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス

第17条 吏員職員次ノ各号ノ一ニ当ルトキハ其ノ引続キタル在職年ニ付退職年金及退職一時金ヲ受クルノ資格ヲ失フ
(1) 懲役ノ処分ニ因リ解職セシメラレタルトキ
(2) 在職中又ハ在職中ノ犯罪ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

第25条 退職年金ハ之ヲ受クル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其間之ヲ停止ス
(1) 略
(2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス
(3) 略
2・3 略

第32条 遺族年金ヲ受クル者3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族年金ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ遺族年金ハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス
2 前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ遺族年金ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員分限に関する条例(昭和27年和歌山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第10条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。	第10条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。
2 略	2 略

(職員給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められて</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められてい</p>

いるもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときはこの限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

るもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときはこの限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年和歌山県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第24条 第19条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第24条 第19条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第25条 略	第25条 略

(和歌山県行政不服審査法施行条例の一部改正)

第6条 和歌山県行政不服審査法施行条例(平成27年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第7条 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例(令和2年和歌山県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第18条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金	(罰則) 第18条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に

に処する。

処する。

(和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第8条 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 3～5 略</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルであつて同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、<u>2年以下の拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 略</p>	<p>附則 (経過措置) 3～5 略</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルであつて同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、<u>2年以下の懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 略</p>

第2節 企画部関係

(和歌山県統計調査条例の一部改正)

第9条 和歌山県統計調査条例(平成21年和歌山県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>2年以下の拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略</p> <p>第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>6月以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>第17条 略</p>	<p>(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>2年以下の懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略</p> <p>第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>6月以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>第17条 略</p>

第3節 地域振興部関係

(和歌山県土地利用審査会条例の一部改正)

第10条 和歌山県土地利用審査会条例(昭和49年和歌山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第7条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第7条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第4節 環境生活部関係

(和歌山県立自然公園条例の一部改正)

第11条 和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第42条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第42条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略
第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(和歌山県公害防止条例の一部改正)

第12条 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第58条 第20条第1項の規定に違反して指定工場を設置した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第58条 第20条第1項の規定に違反して指定工場を設置した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。
第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略
第60条 第34条又は第39条の2第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第60条 第34条又は第39条の2第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。

(和歌山県自然環境保全条例の一部改正)

第13条 和歌山県自然環境保全条例(昭和47年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)

第25条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

第27条・第28条 略

第25条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

第27条・第28条 略

(産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部改正)

第14条 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	(罰則) 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略
第43条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第43条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第44条・第45条 略	第44条・第45条 略

(和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部改正)

第15条 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例(平成30年和歌山県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定の基準) 第11条 略 2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (4)~(9) 略 3・4 略	(認定の基準) 第11条 略 2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (4)~(9) 略 3・4 略

第5節 共生社会推進部関係

(和歌山県青少年健全育成条例の一部改正)

第16条 和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(罰則)
 第33条 第26条第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
 2 第25条、第28条又は第29条の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
 3 第26条第2項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。
 4～9 略

(罰則)
 第33条 第26条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 2 第25条、第28条又は第29条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 3 第26条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 4～9 略

第6節 福祉保健部関係

(和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第17条 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年金の支給停止) 第9条 年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支給停止) 第9条 年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>懲役又は禁固の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略

(和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部改正)

第18条 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第27条 第21条第2項又は第4項の規定による命令(第20条第1項第11号及び第12号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第29条～第31条 略	(罰則) 第27条 第21条第2項又は第4項の規定による命令(第20条第1項第11号及び第12号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第29条～第31条 略

(和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正)

第19条 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(令和5年和歌山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第24条 第17条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 第17条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第7節 県土整備部関係

(和歌山県建築審査会条例の一部改正)

第20条 和歌山県建築審査会条例(昭和25年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第7条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第7条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(和歌山県開発審査会条例の一部改正)

第21条 和歌山県開発審査会条例(昭和45年和歌山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第7条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第7条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第22条 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年和歌山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 ○(1)～(4) 略 第17条 略	(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 第17条 略

(砂防指定地の管理に関する条例の一部改正)

第23条 砂防指定地の管理に関する条例(平成15年和歌山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 ○(1)～(3) 略	(罰則) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 若しくは <u>禁錮</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

第8節 教育委員会関係

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第24条 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p>

第9節 警察本部関係

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第25条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した警察官(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた警察官で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した警察官(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた警察官で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p>

(和歌山県金属くず業条例の一部改正)

第26条 和歌山県金属くず業条例(昭和32年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 刑法(明治40年法律第45号)第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者</p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 刑法(明治40年法律第45号)第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者</p> <p>(5)～(9) 略</p>

(監督処分)
 第18条 略
 2 略
 3 公安委員会は、金属くず商について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。
 (1) 刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられたこと。
 (2)・(3) 略

(罰則)
 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。
 (1)・(2) 略

第28条～第30条 略

(監督処分)
 第18条 略
 2 略
 3 公安委員会は、金属くず商について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。
 (1) 刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して懲役以上の刑に処せられたこと。
 (2)・(3) 略

(罰則)
 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
 (1)・(2) 略

第28条～第30条 略

(集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第27条 集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和33年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第5条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第5条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第28条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成4年和歌山県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略	(罰則) 第9条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略

(和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例の一部改正)

第29条 和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第22条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第22条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。

（和歌山県暴力団排除条例の一部改正）

第30条 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（罰則）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>2 略</p>	<p>（罰則）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>2 略</p>

第2章 経過措置

第1節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第31条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第32条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第33条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者と

みなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第34条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第35条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第24条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第36条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第25条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

（委任）

第37条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第3号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の172.5</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の175</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第4号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和7年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和6年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第5号

職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給の基準) 第10条 略</p>	<p>(昇給の基準) 第10条 略</p>

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの)にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

4～7 略

(扶養手当)

第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。

(1)～(6) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第14条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～7 略

(扶養手当)

第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)

(2)～(7) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第14条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略	
(3) 3級地	<u>100分の12</u>
(4) 4級地	<u>100分の8</u>
(5) 5級地	<u>100分の4</u>
(6) 6級地	<u>100分の3</u>

3 略

第14条の3 略

第14条の4 第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第14条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第14条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 略
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 国家公務員、職員以外の地方公務員若しくはこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第14条の2第2項第1号の

(1)・(2) 略	
(3) 3級地	<u>100分の15</u>
(4) 4級地	<u>100分の12</u>
(5) 5級地	<u>100分の10</u>
(6) 6級地	<u>100分の6</u>
(7) 7級地	<u>100分の3</u>
(8) 8級地	<u>100分の1.5</u>

3 略

第14条の3 略

第14条の4 第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。））、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 略

2 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、第14条の2第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤するこ

1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第14条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 略
- (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第15条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、第4項及び第5項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。)) (支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

ととなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第14条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 略
- (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第15条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。)) (支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万

- (2)・(3) 略
- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該職員が第3項に規定する職員である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

(単身赴任手当)

第15条の2 略

2 略

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用

5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)・(3) 略

- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(単身赴任手当)

第15条の2 略

2 略

- 3 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむ

の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の4 前条第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)・(2) 略

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの月額5万円

(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定め

を得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の4 前条第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から13年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)・(2) 略

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの月額4万円

(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定

る管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第25条の2 第9条第1項及び第2項、第10条、第14条、第20条並びに前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第25条の2 第9条第1項及び第2項、第10条、第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第20条、第21条並びに前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100

	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
定	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
年	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
前	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
再	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
任	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			

用	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
短	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
時	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
間	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
勤	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	
務	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	
職	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
員	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
以	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
外	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000	386,600		
	87	256,300	297,400	346,400	387,000		
	88	256,600	297,700	346,800	387,400		
の	89	256,900	298,000	347,000	387,700		
	90	257,200	298,300	347,400	388,200		
	91	257,500	298,600	347,800	388,600		
	92	257,800	299,000	348,200	389,000		

職 員	93	258,100	299,200	348,400	389,300					
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
定年前再任用短時間勤務		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

職員									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第2(第8条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
定	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	

年	31	236,200	297,800	366,900	418,700
	32	237,300	299,300	367,700	420,200
前	33	238,700	300,800	368,400	421,500
	34	240,200	302,300	369,200	422,900
	35	241,700	303,800	370,000	424,300
	36	243,200	305,200	370,800	425,700
再	37	244,700	306,600	371,600	427,100
	38	246,300	307,500	372,400	428,500
	39	247,900	308,400	373,200	429,900
	40	249,500	309,300	374,000	431,300
任	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
用	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
短	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
時	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
間	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	
	59	271,800	318,400	389,600	
	60	272,400	318,800	390,300	
勤	61	273,000	319,200	390,900	
	62	273,600	319,800	391,600	
	63	274,200	320,400	392,300	
	64	274,800	321,000	393,000	
務	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
職	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	

員	74	281,200	326,800	399,100		
	75	281,900	327,500	399,700		
	76	282,600	328,200	400,200		
以	77	283,200	328,900	400,700		
	78	283,900	329,600	401,200		
	79	284,600	330,300	401,700		
	80	285,200	331,000	402,400		
外	81	285,800	331,700	402,800		
	82	286,500	332,500			
	83	287,200	333,200			
	84	287,800	333,800			
の	85	288,400	334,300			
	86	289,100	334,800			
	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
職	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
員	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			

	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第8条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
定	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
年	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	

前	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
再	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
任	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
用	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
短	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
時	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
間	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
勤	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
務	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
職	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
員	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400

以 外 の 職 員	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (2)

--	--	--	--	--	--

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
定	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
年	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
前	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
再	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
任	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	

	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
用	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
短	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
時	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
間	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
勤	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
務	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
職	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
員	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
以	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
外	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		
の	81	255,500	292,800	330,000	350,900		

職 員	82	255,800	293,100	330,400	351,200			
	83	256,100	293,400	330,600	351,500			
	84	256,300	293,700	330,900	351,800			
	85	256,500	293,900	331,300	352,200			
	86		294,100	331,700	352,500			
	87		294,300	332,000	352,800			
	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000

	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
定	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
年	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
前	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
再	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
任	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
用	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
短	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
時	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	

	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
間	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	
勤	87	286,600	313,900	351,500	370,200	
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	
務	91	288,600	317,900	354,100	371,900	
	92	289,100	318,900	354,700	372,200	
	93	289,600	319,700	355,100	372,800	
	94	290,200	320,400	355,500	373,300	
職	95	290,800	321,100	356,000	373,800	
	96	291,400	321,700	356,400	374,300	
	97	292,000	322,200	356,900	374,900	
	98	292,500	322,500	357,300	375,400	
員	99	293,000	323,100	357,800	375,900	
	100	293,500	323,700	358,200	376,300	
	101	294,000	324,100	358,500	376,900	
	102	294,500	324,700	359,000	377,400	
以	103	295,000	325,300	359,400	377,900	
	104	295,400	325,800	359,700	378,400	
	105	295,800	326,200	360,100	379,000	
	106	296,300	326,700	360,600	379,400	
外	107	296,800	327,200	361,100	379,900	
	108	297,100	327,700	361,600	380,400	
	109	297,300	328,100	362,100	381,000	
	110	297,600	328,500	362,600	381,400	
の	111	297,800	328,800	363,100	381,900	
	112	298,100	329,100	363,500	382,400	
	113	298,400	329,400	363,900	383,000	
	114	298,600	329,800	364,300	383,400	
職	115	298,900	330,100	364,800	383,900	
	116	299,100	330,400	365,300	384,400	
	117	299,400	330,600	365,700	385,000	
	118	299,700	330,900	366,200		
員	119	300,000	331,200	366,700		
	120	300,300	331,400	367,200		
	121	300,600	331,600	367,500		
	122	301,000	331,900			
	123	301,300	332,200			

124	301,600	332,500
125	301,800	332,700
126	302,000	333,000
127	302,300	333,400
128	302,700	333,600
129	302,900	333,800
130	303,200	334,000
131	303,600	334,400
132	304,000	334,600
133	304,200	334,900
134	304,500	335,300
135	304,800	335,700
136	305,100	336,100
137	305,300	336,400
138	305,600	336,800
139	305,900	337,200
140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000
145	307,700	339,300
146	307,900	339,700
147	308,200	340,100
148	308,600	340,500
149	308,800	340,800
150	309,000	341,200
151	309,300	341,600
152	309,600	342,000
153	310,000	342,300
154	310,200	
155	310,400	
156	310,700	
157	311,000	
158	311,300	
159	311,600	
160	311,900	
161	312,300	
162	312,600	
163	312,900	
164	313,200	
165	313,600	
166	313,900	

	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置) 3～8 略</p> <p>9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、<u>第14条並びに第25条並びに新給与条例第9条第2項、第10条第1項、第3項及び第5項並びに第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>10 略</p>	<p>附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置) 3～8 略</p> <p>9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、<u>第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第21条並びに第25条並びに新給与条例第9条第2項、第10条第1項、第3項及び第5項並びに第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>10 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及

び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第6号まで」とあるのは「第5号まで及び第7号」と、「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(6) 前各号に定めるもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に該当する者」とあるのは「(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)(7) 前各号に定めるもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に該当する者」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当(和歌山県内の地域に在勤する者に係るものを除く。)の月額、新給与条例第14条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 7 切替日から令和10年3月31日までの間における給与条例第14条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第5号)附則第5項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 8 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第14条の4第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員を除く。)については、新給与条例第14条の4第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第5号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「3年」とあるのは「2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「3年」とあるのは「2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項中
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。
- 9 切替日から令和10年3月31日までの間に新給与条例第14条の4第1項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第5号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事

委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

10 新給与条例第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

職 員 の 号 給 の 切 替 表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3

25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		

61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70				
79	75	71	71				
80	76	72	72				
81	77	73	73				
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					

97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1

16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9

52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		

88	80		
89	81		

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1

31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	

67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21

38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		

74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				

110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16

29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52

65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		

101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110	110		
115	111	111		
116	112	112		
117	113	113		
118	114	114		
119	115	115		
120	116	116		
121	117	117		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第6号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)」第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の105を乗じて得た額)」とあるのは「100分の172.5を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)」第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の107.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第7号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 略 2・3 略 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (1) 職員の給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、<u>第20条及び第24条の2の規定</u> (2) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)第8条から第10条の2まで、</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 略 2・3 略 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、<u>予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (1) 職員の給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、<u>第20条、第24条及び第24条の2の規定</u> (2) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)第8条から第10条の2まで、</p>

- 第14条、第14条の4から第15条の2まで、第15条の4、第16条の2、第17条、第18条の2及び第20条の2の規定
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。)第7条から第9条の2まで、第12条、第12条の4、第15条、第16条、第17条の2及び第18条の規定
- (4) 略
- 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項、第23条第2項及び第24条第2項第1号の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の95を乗じて得た額」と、職員の給与条例第24条第2項第1号中「100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)」とあるのは「100分の87.5」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、教育職員の給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。))にあっては、100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の95を乗じて得た額」と、警察職員の給与条例第22条第2項第1号中「100分の105(特定幹部警察官にあっては、100分の125)」とあるのは「100分の

- 第14条、第14条の4から第15条の2まで、第15条の4、第16条の2、第17条、第18条の2、第20条及び第20条の2の規定
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。)第7条から第9条の2まで、第12条、第12条の4、第15条、第16条、第17条の2、第18条及び第22条の規定
- (4) 略
- 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。))にあっては、100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。

87.5)とする。
 5 特定任期付職員に対する市町村立学校職員の給与条例第5条第1項及び第17条の6第1項の規定の適用については、市町村立学校職員の給与条例第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、市町村立学校職員の給与条例第17条の6第1項中「教育委員会規則で定める職員（）」とあるのは「教育委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」とする。

（特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例の適用除外等）
 第10条 職員の給与条例第14条及び第20条の規定は、特定業務等短時間勤務職員には適用しない。

2 略

5 特定任期付職員に対する市町村立学校職員の給与条例第5条第1項、第17条の6第1項及び第21条の規定の適用については、市町村立学校職員の給与条例第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、市町村立学校職員の給与条例第17条の6第1項中「教育委員会規則で定める職員（）」とあるのは「教育委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、市町村立学校職員の給与条例第21条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。

（特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例の適用除外等）
 第10条 職員の給与条例第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第20条及び第21条の規定は、特定業務等短時間勤務職員には適用しない。

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第8号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略
(勤勉手当) 第7条の2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略	(勤勉手当) 第7条の2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第9号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>15～17 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>4 <u>昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社</u>の職員となり、かつ、<u>引き続き日本たばこ産業株式会社</u>の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、そ</p>

株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 11 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 12 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第3条の5第2項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、第8条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員の勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 16 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定め

の者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 11 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 12 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第3条の5第2項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、第8条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員の勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定め

る理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者であつて、同法規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

る理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者であつて、同法規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項、第11項及び第12項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）及び第14項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第10号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第16条―第18条関係） 略 備考 宿泊料の欄中「甲地方」とは、 <u>東京都</u>	別表第1（第16条―第18条関係） 略 備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」

特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、川崎市、福岡市、広島市、千葉市、さいたま市、堺市及び相模原市をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。車中で宿泊した場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1第1号の備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。車中で宿泊した場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 第1項から前項までの規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するた</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 第1項から前項までの規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、</p>

めの措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第19条 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第19条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後においてこの条例による改正後

の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第12号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会福祉業務手当） 第8条 社会福祉業務手当は、中央児童相談所、紀南児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員（給料の調整額を受ける職員を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（精神保健業務手当） 第11条 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 略 (2) 福祉保健部福祉保健政策局薬務課又は保健所に勤務する職員が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の6第1項の規定に基づく診察のための調査（患者に接する場合に限る。）、同条第4項の規定に基づく診察の立会い又は同法第58条の8第1項の規定に基づく入院措置をするための移送に従事したとき。</p> <p>2 略</p>	<p>（社会福祉業務手当） 第8条 社会福祉業務手当は、中央児童相談所、紀南児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員（給料の調整額を受ける職員を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（精神保健業務手当） 第11条 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 略 (2) 福祉保健部健康局薬務課又は保健所に勤務する職員が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の6第1項の規定に基づく診察のための調査（患者に接する場合に限る。）、同条第4項の規定に基づく診察の立会い又は同法第58条の8第1項の規定に基づく入院措置をするための移送に従事したとき。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第13号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
		<p>36 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による指定及び同条第3項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>(2) 法第4条第1項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入り及び法第4条第2項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(3) 法第5条第1項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による試掘等の許可及び意見を述べる機会の付与並びに法第5条第3項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による障害物の伐除及び通知</p> <p>(4) 法第8条第1項本文の規定による許可及び同条第3項（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加</p> <p>(5) 法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議</p> <p>(6) 法第12条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(7) 法第13条第1項の規定による検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付</p> <p>(8) 法第14条第1項の規定による許可の取消し、同条第2項の規定による命令、同条第3項の規定による使用の禁止及び制限並びに命令、同条第4項の規定による命令並びに同条第5項（法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告</p>	各市町村（和歌山市を除く。）

	<p>(9) 法第15条の規定による届出の受理 (10) 法第16条第2項の規定による勧告 (11) 法第17条第1項及び第2項の規定による命令 (12) 法第18条第1項(法第23条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査 (13) 法第19条(法第23条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収 (14) 法第20条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による指定の解除 (15) 法第21条第2項の規定による勧告 (16) 法第22条第1項及び第2項の規定による命令 (17) 施行規則第30条の規定による書面の交付</p>
<p>36 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項から38の項までにおいて「法」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項及び38の項において「施行規則」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(11) 略</p>	<p>37 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項から39の項までにおいて「法」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項及び39の項において「施行規則」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(11) 略</p>
<p>37~67 略</p>	<p>38~68 略</p>
<p>68 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(7) 略 (8) 法第51条第1項の規定による許可の取消し並びに条件の変更及び付加並びに命令、同条第3項の規定による公表、同条第4項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第5項の規定による費用の負担に関する事務(1)及び(2)の許可に係るものに限る。)</p>	<p>69 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(7) 略 (8) 法第51条第1項の規定による許可の取消し並びに条件の変更及び付加並びに命令、同条第3項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第4項の規定による費用の負担に関する事務(1)及び(2)の許可に係るものに限る。)</p>
<p>69~73 略</p>	<p>70~74 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の表69の項の改正規定(同項を同表68の項とする部分を除く。) 令和7年4月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年5月26日までの間において規則で定める日

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る事務についての前項第2号に掲げる規定による改正前の和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条の表36の項の規定の適用については、

なお従前の例による。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第14号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	略	和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	略
和歌山県推奨県産品審査委員会	県が推奨する県産品の認定に係る審査及びその基準についての重要事項の調査審議に関する事務		
略		略	
和歌山県役務提供総合評価審査委員会	略	和歌山県役務提供総合評価審査委員会	略
和歌山県振興局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	振興局が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務		
2・3 略		2・3 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

学校法人等の助成に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第15号

学校法人等の助成に関する条例を廃止する条例

学校法人等の助成に関する条例（昭和32年和歌山県条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第16号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（施設の管理） 第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。） <u>に行わせることができる。</u>	（施設の管理） 第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。） <u>に行わせる。</u>

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

施設の種別	利用区分及び利用料金					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
会議室 1	5,470円	7,290円	6,830円	10,840円	12,010円	15,840円
会議室 2	3,830円	5,110円	4,800円	7,610円	8,420円	11,120円
会議室 3	2,200円	2,930円	2,760円	4,370円	4,840円	6,380円
会議室 4	3,690円	4,910円	4,590円	7,310円	8,090円	10,680円
会議室 5	3,340円	4,450円	4,160円	6,620円	7,330円	9,680円

会議室 6	3,790円	5,060円	4,750円	7,520円	8,330円	11,000円	
小会議室 1	860円	1,160円	1,080円	1,730円	1,920円	2,540円	
小会議室 2	860円	1,160円	1,080円	1,730円	1,920円	2,540円	
小会議室 3	840円	1,110円	1,050円	1,660円	1,830円	2,420円	
講義室	4,590円	6,130円	5,740円	9,110円	10,090円	13,320円	
多 目 的 ホ ー ル	入場料等を 徴収しない 場合	16,920円	22,570円	21,160円	33,580円	37,160円	49,060円
	入場料等を 徴収する場 合	25,390円	33,850円	31,740円	50,360円	55,750円	73,600円

備考

- 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料等を徴収しないで多目的ホールを利用する場合において、会員制度により会員を招待する催物に利用するとき、商品等の売上高により入場券等を発行しその者を入場させる催物に利用するとき、又は営利若しくは営業の宣伝を目的とする催物に利用するときの利用料金の額は「入場料等を徴収する場合」に定める利用料金の額と同額とする。
- この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額をその超える利用時間1時間当たりの利用料金の額とする。
- 特別に電気、ガス、水等を使用した場合におけるその徴収する額は、実費相当額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第17号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(土地への立入り等)</p> <p><u>第5条 知事は、外来生物の生息若しくは生育の状況又は外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報となる情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。</u></p> <p><u>2</u> 知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。</p> <p><u>3</u> 知事は、その職員に前2項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第1項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項又は第2項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p><u>5</u> 知事は、第3項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地を管轄する本庁又は振興局の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を和歌山県報に登載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は和歌山県報に登載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第6条 県は、前条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(土地への立入り等)</p> <p>第5条</p> <p>知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。</p> <p><u>2</u> 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p><u>3</u> 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p><u>4</u> 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地を管轄する本庁又は振興局の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を和歌山県報に登載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は和歌山県報に登載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第6条 県は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第18号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例
 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、県民の生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等(土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。)による埋立て、盛土その他土地への堆積を行う行為(以下この項において「埋立て等」という。)をいう。ただし、次の各号に掲げる埋立て等は除く。 (1) 製品の製造又は加工のために原材料の堆積を行う行為 (2) 略 (3) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第17条の汚染土壌の運搬に関する基準に従って積替えのために汚染土壌の堆積を行う行為 (4) 略 3 略</p> <p>(県民の責務) 第5条 県民は、自らの地域の生活環境を保全するため、地域において産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われぬよう配慮するとともに、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(届出書の記載事項) 第8条 前条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容 (10) 略</p> <p>(搬入一時停止命令) 第12条 知事は、産業廃棄物の保管がされている土地への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺的生活環境の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該保管をする者に対し、廃棄物処理法の規定又は第38条若しくは第39条の規定に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、期間を定めて、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(土壤基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等) 第17条 略 2 知事は、土砂等の埋立て等に土壤基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は前項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等の停止及び汚染の</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、県民の生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を生じさせるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等(土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。)による埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為(以下この項において「埋立て等」という。)をいう。ただし、次の各号に掲げる埋立て等は除く。 (1) 製品の製造又は加工のために原材料のたい積を行う行為 (2) 略 (3) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第17条の汚染土壌の運搬に関する基準に従って積替えのために汚染土壌のたい積を行う行為 (4) 略 3 略</p> <p>(県民の責務) 第5条 県民は、自らの地域の生活環境を保全し、生活の安全を確保するため、地域において産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われぬよう配慮するとともに、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(届出書の記載事項) 第8条 前条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容 (10) 略</p> <p>(搬入一時停止命令) 第12条 知事は、産業廃棄物の保管がされている土地への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺的生活環境の保全又は生活の安全の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該保管をする者に対し、廃棄物処理法の規定又は第38条若しくは第39条の規定に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、期間を定めて、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(土壤基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等) 第17条 略 2 知事は、土砂等の埋立て等に土壤基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあり、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は前項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋</p>

状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は第1項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等の停止及び汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第18条 削除

(特定事業の許可)

第19条 略

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定事業については、適用しない。

- (1) 略
 (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業

- (3)・(4) 略

(許可の申請)

- 第20条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状態を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
 (3) 特定事業区域の所在地及び面積並びに搬入路その他の特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置
 (4)～(8) 略

- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業場(特定事業区域及び搬入路その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域を合わせた全体の区域をいう。以下同じ。)の構造

立て等の停止及び汚染の状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないおそれがあり、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は第1項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等の停止及び汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止)

- 第18条 土砂等の埋立て等をする者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

- 2 土地所有者等は、前項の措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

- 3 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をした者又は前項の規定に違反して当該土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(特定事業の許可)

第19条 略

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定事業については、適用しない。

- (1) 略
 (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業

- (3)・(4) 略

(許可の申請)

- 第20条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状態を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
 (3) 特定事業区域の所在地及び面積並びに搬入路、保安地帯その他の特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置
 (4)～(8) 略

- (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業場(特定事業区域及び搬入路、保安地帯その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域を合わせた全体の区域をいう。以下同じ。)以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置

- (10) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造

- (10)・(11) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (4)～(6) 略

(市町村長の意見の聴取)

第21条 知事は、第19条第1項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期限を定めて、当該市町村の長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴くものとする。

(許可の基準)

第22条 知事は、第19条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
ア 第17条第2項若しくは第3項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ～オ 略

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、第19条第1項の許可の申請が一時堆積事業に係るものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- (1) 略

(2) 略

(3) 前項第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

- (11)・(12) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 一時たい積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (4)～(6) 略

(市町村長の意見の聴取)

第21条 知事は、第19条第1項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全上及び生活の安全の確保上関係がある市町村の長に通知し、期限を定めて、当該市町村の長の生活環境の保全上及び生活の安全の確保上の見地からの意見を聴くものとする。

(許可の基準)

第22条 知事は、第19条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業場以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 略

(5) 特定事業が施工されている間において、特定事業場以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

(6) 略

(7) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
ア 第17条第2項若しくは第3項、第18条第3項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ～オ 略

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、第19条第1項の許可の申請が一時たい積事業に係るものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第19条第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 略

(4) 前項第1号、第4号、第6号及び第7号の規定に適合すること。

- 3 第19条第1項の許可の申請が法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為が、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第3号及び第5号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

(許可の条件)

第23条 知事は、生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第19条第1項の許可に条件を付することができる。

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第29条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を開始した日から、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。

(完了等の届出)

第32条 略

2 略

3 第1項の規定による廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該届出に係る特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4・5 略

6 知事は、第1項の規定による廃止若しくは休止の届出があったとき、又は第2項の規定による休止の届出が行われ、当該届出に係る特定事業が休止されたときは、速やかに、当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

7 前2項の規定により、土壌の汚染及び浸透水の汚濁がある旨の通知を受けた者は、第1項及び第2項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁の対策のために必要な措置を講じなければならない。

8 略

(許可の取消し等)

第34条 知事は、第19条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第17条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

(2) 略

(3) 第22条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4)～(6) 略

(7) 前条第1項の規定により第19条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第22条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当するとき。

(8) 略

2 前項の規定による第19条第1項の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取り消された許可に係る土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第35条 知事は、第19条第1項又は第24条第1項

(許可の条件)

第23条 知事は、生活環境を保全し、又は生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、第19条第1項の許可に条件を付することができる。

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第29条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を開始した日から、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。

(完了等の届出)

第32条 略

2 略

3 第1項の規定による廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該届出に係る特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4・5 略

6 知事は、第1項の規定による廃止若しくは休止の届出があったとき、又は第2項の規定による休止の届出が行われ、当該届出に係る特定事業が休止されたときは、速やかに、当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

7 前2項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項及び第2項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

8 略

(許可の取消し等)

第34条 知事は、第19条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第17条第2項若しくは第3項又は第18条第3項の規定による命令に違反したとき。

(2) 略

(3) 第22条第1項第7号アからオまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4)～(6) 略

(7) 前条第1項の規定により第19条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第22条第1項第7号アからオまでのいずれかに該当するとき。

(8) 略

2 前項の規定による第19条第1項の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取り消された許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第35条 知事は、第19条第1項又は第24条第1項

の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の土壌の汚染及び浸透水の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第32条第3項、第4項若しくは第7項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類の閲覧等)

第36条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を管理及び監督する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

2 略

- 3 知事は、第19条第1項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第34条第1項の規定による第19条第1項の許可の取消しのあった日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第2項若しくは第3項、第34条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
(2) 略

第43条～第45条 略

の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第32条第3項、第4項若しくは第7項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類の閲覧等)

第36条 第19条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を管理及び監督する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

2 略

- 3 知事は、第19条第1項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第34条第1項の規定による第19条第1項の許可の取消しのあった日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第2項若しくは第3項、第18条第3項、第34条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
(2) 略

第43条～第45条 略

備考 改正後欄中の第42条の規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(令和7年和歌山県条例第2号)による改正前の規定である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年5月26日から起算して2年を経過する日(宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第4項の規定による公示がされた場合にあつては、当該公示の日の前日)までの間に、和歌山市の区域以外の区域において行われる産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等に対するこの条例による改正前の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する日。次項において

同じ。）、現に旧条例第18条第3項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者に対するこの条例による改正後の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第22条の規定の適用については、同条第1項第5号ア中「又は第35条第1項」とあるのは「、第35条第1項」と、「の規定」とあるのは「又は産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第18号）による改正前の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第18条第3項の規定」とする。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第19条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る特定事業に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日（第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する日の翌日。次項において同じ。）前に旧条例第19条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対する旧条例第35条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の日前にした行為並びに第2項及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

7 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前（未施行）	
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
44 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 条例第12条第1項、第17条第2項及び第3項並びに第35条第1項及び第2項の規定による命令 (3)～(18) 略	略	44 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 条例第12条第1項、第17条第2項及び第3項、第18条第3項並びに第35条第1項及び第2項の規定による命令 (3)～(18) 略	略
略		略	
備考 改正前欄中の第2条の規定は、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第13号）による改正後の規定である。			

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県条例第19号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(太陽光発電事業計画の作成及び認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 太陽光発電事業計画には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 太陽光発電事業実施予定者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。<u>第11条第2項第6号及び第8号において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関し次に掲げる事項</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 事業区域に係る景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。<u>第11条第1項第11号及び第12号において同じ。</u>）に定める良好な景観の形成のために講ずる措置</p> <p>カ 略</p> <p>キ 太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等（和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成19年和歌山県条例第44号）第2条に規定する基本計画等をいう。<u>第11条第1項第14号において「県計画等」という。</u>）その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置</p> <p>(10) 略</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第11条 知事は、第3条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る第9条の意見、前条第1項の意見書の内容、同条第2項の見解及び同条第3項の意見を踏まえ、当該申請に係る太陽光発電事業計画が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、当該太陽光発電事業計画に係る手続がこの条例若しくはこの条例に基づく命令又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成（第5号において「宅地造成」という。）又は同条第3号に規定する特定盛土等（次号及び第5号において「特定盛土等」という。）に該当するもの</p>	<p>(太陽光発電事業計画の作成及び認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 太陽光発電事業計画には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 太陽光発電事業実施予定者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。<u>第11条第2項第5号及び第7号において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関し次に掲げる事項</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 事業区域に係る景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。<u>第11条第1項第10号及び第11号において同じ。</u>）に定める良好な景観の形成のために講ずる措置</p> <p>カ 略</p> <p>キ 太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等（和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成19年和歌山県条例第44号）第2条に規定する基本計画等をいう。<u>第11条第1項第13号において「県計画等」という。</u>）その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置</p> <p>(10) 略</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第11条 知事は、第3条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る第9条の意見、前条第1項の意見書の内容、同条第2項の見解及び同条第3項の意見を踏まえ、当該申請に係る太陽光発電事業計画が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、当該太陽光発電事業計画に係る手続がこの条例若しくはこの条例に基づく命令又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成に該当するものであって、同法第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域において行われるもの（次号において「宅地造成許可対象工事」という</p>

であって、同法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域において行われるもの(第5号において「宅地造成等許可対象工事」という。)について、同法第12条第1項本文の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。

(4) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち特定盛土等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第23条各号に掲げるものに限る。)に該当するものであって、宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定により指定された特定盛土等規制区域において行われるもの(次号において「特定盛土等許可対象工事」という。)について、同法第30条第1項本文の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。

(5) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第3条各号に掲げる土地の形質の変更のいずれかを行うもの(宅地造成等許可対象工事及び特定盛土等許可対象工事を除く。)について、当該工事のうち宅地造成に該当するものである場合にあっては同令第7条から第17条まで及び第20条の規定に定める技術的基準に、当該工事のうち特定盛土等に該当するものである場合にあっては同令第18条及び第20条の規定に定める技術的基準に、それぞれ従い、同令第6条に規定する施設の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられるものであること。

(6)～(14) 略

2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。

(1)～(4) 略

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第9号において「暴力団員等」という。)

(6)～(9) 略

3・4 略

。)について、同法第8条第1項本文の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。

(4) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条各号に掲げる土地の形質の変更のいずれかを行うもの(宅地造成許可対象工事を除く。)について、同令第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられるものであること。

(5)～(13) 略

2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。

(1)～(4) 略

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)

(6)～(9) 略

3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号及び第11条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定の適用を受けるものに対する和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第11条第1項(同条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項(同条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請を行った者に対する当該申請に係る認定の基準については、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうちこの条例による改正後の和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例(以下「新条例」

という。)第11条第1項第3号に規定する宅地造成等許可対象工事に該当するものに関し、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)(以下「旧令」という。)第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられると認められる場合にあつては、同号の基準に適合するものとみなす。

- 4 施行日前に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項(同条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請を行った者に対する当該申請に係る認定の基準については、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち新条例第11条第1項第4号に規定する特定盛土等許可対象工事に該当するものに関し、旧令第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられると認められる場合にあつては、同号の基準に適合するものとみなす。
- 5 施行日前に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項(同条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請を行った者に対する当該申請に係る認定の基準については、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち新条例第11条第1項第5号に規定する工事に関し、旧令第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられると認められる場合にあつては、同号の基準に適合するものとみなす。
- 6 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第1項(同条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、和歌山市の区域以外の区域において行われる場合における前3項の規定の適用については、第3項中「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)」とあるのは「令和7年5月26日(宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第4項の規定による公示がされた場合にあつては、当該公示の日。以下「基準日」という。)」と、前2項中「施行日」とあるのは「基準日」とする。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第20号

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年和歌山県条例第10号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定電気通信役務提供者の責務) 第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。 2・3 略	(特定電気通信役務提供者の責務) 第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。 2・3 略

(和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（令和2年和歌山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。

附 則

この条例は、公布の日又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第21号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

- 1・2 略
- 3 施設の整備
 - (1)～(7) 略
 - (8) 前号の規定にかかわらず、満3歳以上のこどもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、認定こども園以外で調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該認定こども園は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
 - ア 略
 - イ 当該認定こども園、保健所、市町村等に配置されている栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養に関する指導を受けることができる体制にあること
- ウ～オ 略
- (9)・(10) 略
- 4～9 略

別表第2(第3条関係)

- 1・2 略
- 3 職員の数等
 - (1)～(3) 略
 - (4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
 - ア 略
 - イ 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ～オ 略
- (5)～(7) 略
- 4～7 略

- 1・2 略
- 3 施設の整備
 - (1)～(7) 略
 - (8) 前号の規定にかかわらず、満3歳以上のこどもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、認定こども園以外で調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該認定こども園は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
 - ア 略
 - イ 当該認定こども園、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養に関する指導を受けることができる体制にあること。
- ウ～オ 略
- (9)・(10) 略
- 4～9 略

別表第2(第3条関係)

- 1・2 略
- 3 職員の数等
 - (1)～(3) 略
 - (4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
 - ア 略
 - イ 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ～オ 略
- (5)～(7) 略
- 4～7 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第22号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(端末設備を公衆の利用に供する者の講ずべき措置等) 第21条の8 略 2・3 略	(端末設備を公衆の利用に供する者の講ずべき措置等) 第21条の8 略 2・3 略

4 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようにフィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1項第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようにフィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第23号

和歌山県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第12条の4第3項に規定する内閣府令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第4条 一時保護施設は、入所している児童の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 一時保護施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第6条 一時保護施設は、入所している児童の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第24号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
修学資金等の種類	免除の条件	免除の範囲	修学資金等の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
特定診療科医師確保修学資金	略	略	特定診療科医師確保修学資金	略	略
臨床研修医確保研修資金	<p>新宮市及び東牟婁郡（以下この項において「新宮医療圏」という。）における医師の確保及び充実を図るため、新宮医療圏に所在する医師法第16条の2第1項に規定する知事の指定する病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものとして指定を受けたもの（以下この項において「基幹型臨床研</p>	<p>(1) 新宮医療圏に所在する基幹型臨床研修病院において臨床研修を修了した後7年以内（当該期間内に災害、疾病その他やむを得ない理由により医業に従事することができなかった期間があるときは、7年に当該期間を加えた期間以内）において、新宮医療圏に所在する公的医療機関で医業に従事した期間（新宮医療圏に所在する公的医療機関において専門研修を受けた期間を含む。以下この項において「業務従事期間」という。）が通算して2年以上となったとき。</p>	債務の全部		
		(2) 業務従事期間			

<p>修病院」という。)で臨床研修を受けている医師(その研修期間が1年を経過していない者に限る。)で、当該臨床研修の修了後、新宮医療圏に所在する公的医療機関に勤務しようとするものに対して貸与する研修資金</p>	<p>中に業務上の理由により死亡し、又は医業若しくは研修等に起因する心身の故障のため、新宮医療圏に所在する公的医療機関において医業又は研修等を継続することができなくなったとき</p> <p>—</p> <p>(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡その他やむを得ない理由により、貸与を受けた研修資金を返還することが困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
---	--	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第25号

和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例

和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例(平成23年和歌山県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 虐待を受けたこども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受け、又は受けるおそれがあるなど、健やかな成長を阻害されている18歳に満たない者をいう。 (4) <u>オーラルフレイル対策 心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。</u> (5) 略</p> <p>(基本理念) 第3条 歯と口腔の健康づくりは、こどもの健やかな成長には必要不可欠のものであり、また、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、全ての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むと</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 虐待を受けた子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受け、又は受けるおそれがあるなど、健やかな成長を阻害されている18歳に満たない者をいう。 (4) 略</p> <p>(基本理念) 第3条 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長には必要不可欠のものであり、また、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、全ての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むと</p>

ともに、県内どこでも適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県民の役割)

第6条 略

2 略

3 保護者は、そのこどもの歯の健康状態に注意し、当該こどもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割)

第7条 略

2・3 略

4 福祉関係者は、高齢者、障害を有する者、介護を要する者、虐待を受けたこども等の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1)～(3) 略

(4) フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布等効果的なむし歯予防対策の推進

(5)・(6) 略

(7) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨

(8) オーラルフレイル対策等高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進

(9) 虐待を受けたこどもに対する歯と口腔の保健医療サービスの確保

(10)～(13) 略

ともに、県内どこでも適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県民の役割)

第6条 略

2 略

3 保護者は、その子どもの歯の健康状態に注意し、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割)

第7条 略

2・3 略

4 福祉関係者は、高齢者、障害を有する者、介護を要する者、虐待を受けた子ども等の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1)～(3) 略

(4) フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進

(5)・(6) 略

(7) 高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進

(8) 虐待を受けた子どもに対する歯と口腔の保健医療サービスの確保

(9)～(12) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県営競輪事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第26号

和歌山県営競輪事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 県の競輪事業の健全運営に要する経費の財源に充てるため、和歌山県営競輪事業運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、和歌山県営競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第27号

和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成7年和歌山県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>和歌山県営競輪施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 和歌山県営競輪場の施設の整備に要する経費の財源に充てるため、<u>和歌山県営競輪施設整備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 和歌山県営競輪場の施設の整備及び競輪事業の健全運営に要する経費の財源に充てるため、<u>和歌山県営競輪施設整備等基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第28号

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和6年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認するとともに、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(3) 略 (4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号） <u>第2条第22項</u> に規定する特定認証紛争解決手続に係るものとして策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画 (5)～(8) 略	(回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認するとともに、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(3) 略 (4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号） <u>第2条第21項</u> に規定する特定認証紛争解決手続に係るものとして策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画 (5)～(8) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第29号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、 <u>超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤</u>	(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、 <u>超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤</u>

務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、任期付研究員業績手当及び退職手当とする。

(管理職員特別勤務手当)

第4条の2 前条の規定により管理職手当を受け
る職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として知事が定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)又は休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年未年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り当てられた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 略

2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1)～(4) 略

(住居手当)

第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(知事が指定するものを除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの

(3)・(4) 略

(単身赴任手当)

第7条の2 略

2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当及び退職手当とする。

(管理職員特別勤務手当)

第4条の2 前条の規定により管理職手当を受け
る職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として知事が定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)又は休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年未年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り当てられた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 略

2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(5) 略

(住居手当)

第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(知事が指定するものを除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの

(3)・(4) 略

(単身赴任手当)

第7条の2 略

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第15条の4 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第22条 第6条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第6条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員等についての適用除外等)
第23条 第4条、第6条、第6条の3、第10条、第11条第2項及び第12条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項に規定する特定任期付職員(第4項において「特定任期付職員」という。)には適用しない。

2 第4条、第6条、第6条の3、第10条、第11条第2項、第12条及び第15条の規定は、第1号任期付研究員には適用しない。

3 略

4 第4条の2に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員又は第1号任期付研究員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは休日等において勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

第15条の4 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第15条の5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第22条 第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員等についての適用除外等)
第23条 第4条、第6条、第6条の3、第10条、第11条第2項、第12条及び第15条の規定は、特定任期付職員及び第1号任期付研究員には適用しない。

2 略

3 第4条の2に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員又は第1号任期付研究員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務した場合に支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置) 2 第6条及び第16条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>附 則 (経過措置) 2 第6条、第6条の3、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第6条及び第6条の3の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の2第2項の規定は、令和7年4月1日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第30号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条、第5条関係）			別表第1（第4条、第5条関係）		
港湾施設	区分	使用料	港湾施設	区分	使用料
略			略		
船舶補給施設	船舶給水施設	和歌山下津港 直接給水量1立方メートルにつき <u>624円</u> 日高港 同 <u>496円</u> 新宮港 同 <u>324円</u>	船舶補給施設	船舶給水施設	新宮港 直接給水量1立方メートルにつき <u>324円</u> 新宮港以外の港湾 同 <u>550円</u>
略			略		
注 略			注 略		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第31号

教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第14条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当) 第14条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)</u> (2)～(7) 略 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>(地域手当) 第14条の2 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 3級地 <u>100分の12</u> (4) 4級地 <u>100分の8</u> (5) 5級地 <u>100分の4</u> (6) 6級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当) 第14条の2 略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 3級地 <u>100分の15</u> (4) 4級地 <u>100分の12</u> (5) 5級地 <u>100分の10</u> (6) 6級地 <u>100分の6</u> (7) 7級地 <u>100分の3</u> (8) 8級地 <u>100分の1.5</u></p> <p>3 略</p>
<p>第14条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(</p>	<p>第14条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日</p>

同条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合（以下、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合（以下、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 略

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 国家公務員、職員以外の地方公務員若しくはこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第14条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第15条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第15条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、第4項及び第5項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩によ

から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合（以下、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 略

2 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第14条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第15条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第15条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2)・(3) 略

- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。

- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)・(3) 略

- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特

(2) 略

5. 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該職員が第3項に規定する職員である場合にあつては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

(单身赴任手当)

第15条の5 略

2 略

3. 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第15条の6 第15条の2第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2. 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3. 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(单身赴任手当)

第15条の5 略

2 略

3. 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第15条の6 第15条の2第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2. 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3. 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従

<p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 第9条第1項、第10条、第11条、第14条、第15条の4及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 第9条第1項、第10条、第11条、第14条、第14条の3、第14条の4、第15条の4、第16条の3から第16条の5まで及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
---	--

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300

	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
定	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
年	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	

	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
前	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
再	55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	57	280,000	340,800	405,500	454,800	
	58	280,600	342,400	406,800	455,400	
任	59	281,400	343,900	408,200	455,900	
	60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	61	283,100	347,000	410,600	456,900	
	62	283,700	348,600	412,000		
用	63	284,500	350,200	413,400		
	64	285,200	351,700	414,700		
	65	286,200	353,200	415,900		
	66	287,000	354,800	417,100		
短	67	287,800	356,400	418,400		
	68	288,500	357,900	419,800		
	69	289,200	359,400	421,100		
	70	290,000	361,000	422,300		
時	71	290,800	362,600	423,300		
	72	291,500	364,100	424,500		
	73	292,200	365,600	425,700		
	74	292,900	367,200	426,800		
間	75	293,600	368,800	428,000		
	76	294,200	370,300	429,000		
	77	294,800	371,800	430,100		
	78	295,500	373,200	431,100		
勤	79	296,200	374,600	432,100		
	80	296,800	375,900	433,100		
	81	297,400	377,200	434,000		
	82	298,100	378,600	434,800		
務	83	298,800	380,000	435,600		
	84	299,500	381,300	436,400		
	85	300,200	382,400	437,100		
	86	301,000	383,800	437,500		
職	87	301,700	385,100	437,900		
	88	302,400	386,400	438,300		
	89	303,100	387,600	438,700		
	90	304,000	388,900	439,000		
員	91	304,800	390,000	439,300		

	92	305,600	391,200	439,500		
	93	306,100	392,400	439,800		
	94	306,900	393,500	440,100		
以	95	307,700	394,700	440,400		
	96	308,500	395,900	440,600		
	97	309,200	397,300	440,800		
	98	310,000	398,300	441,100		
外	99	310,800	399,300	441,400		
	100	311,500	400,300	441,600		
	101	312,300	401,200	441,800		
	102	313,200	402,200	442,100		
の	103	314,100	403,300	442,400		
	104	314,900	404,400	442,600		
	105	315,500	405,100	442,800		
	106	316,300	406,000			
職	107	317,100	406,900			
	108	317,900	407,800			
	109	318,600	408,600			
	110	319,000	409,400			
員	111	319,400	410,200			
	112	319,900	411,000			
	113	320,400	411,600			
	114	320,800	412,300			
	115	321,300	413,000			
	116	321,700	413,700			
	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			

	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第8条関係)

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700

2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,300	376,000	
23	244,500	259,500	355,700	377,200	
24	245,800	260,800	357,000	378,300	
25	247,000	262,100	358,300	379,400	
26	248,100	264,000	359,700	380,600	
27	249,200	265,800	361,100	381,800	
28	250,300	267,600	362,400	382,900	
29	251,500	269,300	363,700	384,000	
30	252,800	271,500	365,100	385,200	
31	254,000	273,700	366,400	386,400	
32	255,200	275,900	367,700	387,500	
33	256,300	278,100	369,000	388,600	
34	257,500	280,300	370,200	389,800	
35	258,700	282,500	371,400	391,000	
36	259,900	284,600	372,600	392,200	
37	261,100	286,600	373,800	393,400	
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	
41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	

定	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
年	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
前	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
再	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
任	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
用	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
短	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
時	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
間	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
勤	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
務	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	

職	89	299,700	368,100	418,200		
	90	300,300	369,200	418,500		
	91	300,800	370,300	418,800		
	92	301,300	371,400	419,000		
員	93	301,600	372,500	419,200		
	94	302,100	373,700	419,500		
	95	302,600	374,800	419,800		
	96	303,000	375,900	420,000		
以	97	303,400	376,900	420,200		
	98	303,900	377,900	420,500		
	99	304,400	378,800	420,800		
	100	304,800	379,700	421,000		
外	101	305,200	380,500	421,200		
	102	305,600	381,500	421,500		
	103	306,000	382,400	421,800		
	104	306,300	383,300	422,000		
の	105	306,500	384,100	422,200		
	106	306,800	385,000			
	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			
職	109	307,500	387,600			
	110	307,700	388,600			
	111	308,000	389,500			
	112	308,300	390,400			
員	113	308,500	391,000			
	114	308,700	391,900			
	115	308,900	392,800			
	116	309,200	393,700			
	117	309,500	394,500			
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
129		402,400				
130		403,000				
131		403,500				

132		404,000			
133		404,300			
134		404,600			
135		404,900			
136		405,200			
137		405,500			
138		405,800			
139		406,100			
140		406,400			
141		406,700			
142		407,000			
143		407,300			
144		407,600			
145		407,800			
146		408,100			
147		408,400			
148		408,600			
149		408,800			
150		409,100			
151		409,400			
152		409,600			
153		409,800			
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置) 3～8 略</p> <p>9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、第11条、<u>第14条並びに第21条並びに新給与条例第10条第1項、第3項及び第5項並びに第15条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>10 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置) 3～8 略</p> <p>9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、第11条、<u>第14条、第14条の3、第14条の4、第16条の3から第16条の5まで並びに第21条並びに新給与条例第10条第1項、第3項及び第5項並びに第15条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>10 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において教育職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(6) 前各号に定めるもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に該当する者」とあるのは

(6) 配偶者（婚姻の届出をして

(7) 前各号に定めるもののほか、

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「第6号まで」とあるのは「第5号まで及び第7号」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当(和歌山県内の地域に在勤する者に係るものを除く。)の月額、新給与条例第14条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

7 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第14条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員を除く。)については、新給与条例第14条の3第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第31号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「3年」とあるのは「2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「3年」とあるのは「2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項中

「(2) 当該異動等の日から同日以後
(3) 当該異動等の日から同日以後

2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げて得た割合」
ける期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

8 切替日から令和10年3月31日までの間に新給与条例第14条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第31号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

9 新給与条例第15条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の人事委員会規則への委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表(附則第2項関係)

職 員 の 号 給 の 切 替 表

ア 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	

48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		

84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 中学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18

35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	

71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		

107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第32号

市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第16条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族</p>	<p>(扶養手当) 第16条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円</p>

たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第16条の2 略

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 3級地 $\frac{100分の12}{100}$
- (4) 4級地 $\frac{100分の8}{100}$
- (5) 5級地 $\frac{100分の4}{100}$
- (6) 6級地 $\frac{100分の3}{100}$

3 略

第16条の3 前条第1項の教育委員会規則で定める地域に在勤する職員のその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、教育委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（同条第3項の教育委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の教育委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 略
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 国家公務員、職員以外の地方公務員若しくは

に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第16条の2 略

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 3級地 $\frac{100分の15}{100}$
- (4) 4級地 $\frac{100分の12}{100}$
- (5) 5級地 $\frac{100分の10}{100}$
- (6) 6級地 $\frac{100分の6}{100}$
- (7) 7級地 $\frac{100分の3}{100}$
- (8) 8級地 $\frac{100分の1.5}{100}$

3 略

第16条の3 前条第1項の教育委員会規則で定める地域に在勤する職員のその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、教育委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 略

2 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれ

これらに準ずるものとして教育委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして教育委員会規則で定めるものがあつた者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第16条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第17条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第17条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、第4項及び第5項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

らに準ずるものとして教育委員会規則で定める者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第16条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第17条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第17条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃

- (2)・(3) 略
- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(教育委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の教育委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で教育委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合には、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合には、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該職員が第3項に規定する職員である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6～9 略

(单身赴任手当)

第17条の5 略

2 略

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の

等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)・(3) 略

- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(教育委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の教育委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(单身赴任手当)

第17条の5 略

2 略

- 3 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして教育委員会規則で定める

教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)
第17条の6 第17条の2の規定により管理職手当を受け取る職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として教育委員会規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

(特殊勤務手当)
第18条 略

第18条の2 夜間学級を置く中学校又は義務教育学校の後期課程に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、夜間に勤務することを本務とする職員には、当該職員の給料月額を100分の5(管理職手当を受け取る者にあっては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、特殊勤務手当として夜間学級担当手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(定時制通信教育手当)
第18条の2の2 略

(適用除外)

者であった者から引き続き給料表の適用を受け取る職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)
第17条の6 第17条の2の規定により管理職手当を受け取る職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として教育委員会規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

(特殊勤務手当)
第18条 略

(定時制通信教育手当)
第18条の2 略

(適用除外)

第22条の2 第11条第1項、第12条、第13条、第16条、第17条の4及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則
(特定日以後の給料月額の特例措置)
11～16 略

17 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条の2第1項及び第18条の2の2の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 略

第22条の2 第11条第1項、第12条、第13条、第16条、第16条の3、第16条の4、第17条の4、第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則
(特定日以後の給料月額の特例措置)
11～16 略

17 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条の2の規定の適用については、同条の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 略

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	

	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
定	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
年	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
前	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
再	57	279,300	321,400	396,200	416,600	
	58	280,100	323,300	397,200	417,800	
	59	280,900	325,000	398,300	419,000	
	60	281,600	326,700	399,400	420,200	
任	61	282,200	328,400	400,400	420,800	
	62	282,900	330,200	401,500	421,600	
	63	283,600	332,000	402,600	422,300	
	64	284,200	333,700	403,600	422,800	
用	65	284,900	335,400	404,500	423,100	

	66	285,600	336,700	405,400	423,400	
	67	286,300	338,000	406,400	423,800	
	68	287,000	339,300	407,400	424,200	
短	69	287,700	340,800	408,200	424,500	
	70	288,500	342,300	409,000	424,900	
	71	289,200	343,800	409,700	425,200	
	72	289,900	345,300	410,500	425,500	
時	73	290,400	346,700	411,200	425,800	
	74	291,100	348,200	411,800	426,200	
	75	291,800	349,700	412,500	426,500	
	76	292,400	351,200	413,200	426,800	
間	77	293,000	352,600	413,800	427,100	
	78	293,700	354,100	414,500	427,400	
	79	294,300	355,600	415,000	427,700	
	80	294,900	357,100	415,600	427,900	
勤	81	295,500	358,500	416,000	428,100	
	82	296,100	359,800	416,400		
	83	296,700	361,100	416,700		
	84	297,300	362,300	417,000		
務	85	297,800	363,500	417,200		
	86	298,300	364,700	417,500		
	87	298,800	365,900	417,800		
	88	299,300	367,000	418,000		
職	89	299,700	368,100	418,200		
	90	300,300	369,200	418,500		
	91	300,800	370,300	418,800		
	92	301,300	371,400	419,000		
員	93	301,600	372,500	419,200		
	94	302,100	373,700	419,500		
	95	302,600	374,800	419,800		
	96	303,000	375,900	420,000		
以	97	303,400	376,900	420,200		
	98	303,900	377,900	420,500		
	99	304,400	378,800	420,800		
	100	304,800	379,700	421,000		
外	101	305,200	380,500	421,200		
	102	305,600	381,500	421,500		
	103	306,000	382,400	421,800		
	104	306,300	383,300	422,000		
の	105	306,500	384,100	422,200		
	106	306,800	385,000			
	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			

職	109	307,500	387,600		
	110	307,700	388,600		
	111	308,000	389,500		
	112	308,300	390,400		
員	113	308,500	391,000		
	114	308,700	391,900		
	115	308,900	392,800		
	116	309,200	393,700		
	117	309,500	394,500		
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		
	122	310,700	398,100		
	123	310,900	398,800		
	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		

	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900

	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
定	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
年	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
前	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
再	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
	55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	57	280,000	340,800	405,500	454,800	
任	58	280,600	342,400	406,800	455,400	
	59	281,400	343,900	408,200	455,900	

	60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	61	283,100	347,000	410,600	456,900	
用	62	283,700	348,600	412,000		
	63	284,500	350,200	413,400		
	64	285,200	351,700	414,700		
	65	286,200	353,200	415,900		
短	66	287,000	354,800	417,100		
	67	287,800	356,400	418,400		
	68	288,500	357,900	419,800		
	69	289,200	359,400	421,100		
時	70	290,000	361,000	422,300		
	71	290,800	362,600	423,300		
	72	291,500	364,100	424,500		
	73	292,200	365,600	425,700		
間	74	292,900	367,200	426,800		
	75	293,600	368,800	428,000		
	76	294,200	370,300	429,000		
	77	294,800	371,800	430,100		
勤	78	295,500	373,200	431,100		
	79	296,200	374,600	432,100		
	80	296,800	375,900	433,100		
	81	297,400	377,200	434,000		
務	82	298,100	378,600	434,800		
	83	298,800	380,000	435,600		
	84	299,500	381,300	436,400		
	85	300,200	382,400	437,100		
職	86	301,000	383,800	437,500		
	87	301,700	385,100	437,900		
	88	302,400	386,400	438,300		
	89	303,100	387,600	438,700		
員	90	304,000	388,900	439,000		
	91	304,800	390,000	439,300		
	92	305,600	391,200	439,500		
	93	306,100	392,400	439,800		
以	94	306,900	393,500	440,100		
	95	307,700	394,700	440,400		
	96	308,500	395,900	440,600		
	97	309,200	397,300	440,800		
外	98	310,000	398,300	441,100		
	99	310,800	399,300	441,400		
	100	311,500	400,300	441,600		
	101	312,300	401,200	441,800		
102	313,200	402,200	442,100			

の	103	314,100	403,300	442,400			
	104	314,900	404,400	442,600			
職	105	315,500	405,100	442,800			
	106	316,300	406,000				
	107	317,100	406,900				
	108	317,900	407,800				
	109	318,600	408,600				
	110	319,000	409,400				
	111	319,400	410,200				
	112	319,900	411,000				
員	113	320,400	411,600				
	114	320,800	412,300				
	115	321,300	413,000				
	116	321,700	413,700				
	117	322,200	414,300				
	118	322,700	414,800				
	119	323,100	415,200				
	120	323,600	415,500				
	121	324,100	415,800				
	122	324,500	416,100				
	123	325,000	416,400				
	124	325,500	416,600				
	125	326,100	416,800				
126	326,400	417,100					
127	326,700	417,400					
128	327,000	417,600					
129	327,200	417,800					
130	327,500	418,100					
131	327,800	418,400					
132	328,000	418,600					
133	328,200	418,800					
134	328,400	419,100					
135	328,600	419,400					
136	328,900	419,600					
137	329,200	419,800					
138	329,400	420,100					
139	329,700	420,400					
140	330,000	420,600					
141	330,200	420,800					
142	330,400	421,100					
143	330,700	421,400					
144	330,900	421,600					
145	331,200	421,800					

	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300

	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
定	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
年	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
前	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
再	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
任	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
用	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
短	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
時	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
間	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300

勤	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
務	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
職	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
員	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
以	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
外	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	
の	81	255,500	292,800	330,000	350,900	
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	
職	85	256,500	293,900	331,300	352,200	
	86		294,100	331,700	352,500	
	87		294,300	332,000	352,800	
	88		294,500	332,300	353,100	
員	89		294,900	332,600	353,500	
	90		295,100	332,800	353,800	
	91		295,300	333,200	354,100	
	92		295,500	333,500	354,400	
	93		295,900	333,700	354,700	
	94		296,100	334,000	355,100	
	95		296,300	334,300	355,500	
	96		296,600	334,600	355,900	
	97		296,900	334,800	356,400	
	98		297,100	335,100	356,800	
99		297,300	335,400	357,200		

	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置) 3～7 略</p> <p>8 第11条第1項、第12条第2項、第4項、第6項及び第7項、第13条、<u>第16条並びに第22条並びに新給与条例第12条第1項、第3項及び第5項並びに第17条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>9 略</p>	<p>附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置) 3～7 略</p> <p>8 第11条第1項、第12条第2項、第4項、第6項及び第7項、第13条、<u>第16条、第16条の3、第16条の4、第18条の3から第18条の5まで、第20条並びに第22条並びに新給与条例第12条第1項、第3項及び第5項並びに第17条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>9 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第16条の規定の適用については、同条第2項中「(6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に該当する者」とあるのは「(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)(7) 前各号に定めるもののほ」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「第6号まで」とあるのは「第5号まで及び第7号」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当(和歌山県内の地域に在勤する者に係るものを除く。)の月額、新給与条例第16条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、教育委員会規則で定める。

6 教育委員会は、前項前段の教育委員会規則を定めるに当たっては、当該教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

7 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第16条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌

山県条例第42号) 附則第9項に規定する暫定再任用職員を除く。) については、新給与条例第16条の3第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第32号。以下この条において「令和7年改正条例」という。) 附則第5項の教育委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める割合をいい」と、「、同条」とあるのは「、同条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「3年」とあるのは「2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める級地の区分、同項の教育委員会規則で定める割合若しくは同項後段の教育委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「3年」とあるのは「2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める級地の区分、同項の教育委

員会規則で定める割合若しくは同項後段の教育委員会規則で定める級地の変更」と、同項中
(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する

日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして教育委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

- 8 切替日から令和10年3月31日までの間に新給与条例第16条の3第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第32号。以下この条において「令和7年改正条例」という。) 附則第5項の教育委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める割合をいい」と、「、同条」とあるのは「、同条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める級地の区分、同項の教育委員会規則で定める割合若しくは同項後段の教育委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める級地の区分、同項の教育委員会規則で定める割合若しくは同項後段の教育委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 9 新給与条例第17条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも

適用する。

(その他の経過措置の教育委員会規則への委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

附則別表(附則第2項関係)

職員の号給の切替表

ア 小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11

28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	

64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		

100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1

15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		

87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ウ 学校栄養職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29

38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65

74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		

110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第33号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,886人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,039人</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,939人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,167人</u> (2) 略</p>	<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,900人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,060人</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,974人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,168人</u> (2) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第34号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>185人</u> (6)～(8) 略 2 略</p>	<p>(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>179人</u> (6)～(8) 略 2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第35号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(昭和31年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(中学校の設置) 第1条 和歌山県立中学校を次のとおり設置する。 。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">校名</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県立田辺中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>和歌山県立新翔くろしお中学校</u></td> <td><u>新宮市佐野1005</u></td> </tr> </tbody> </table>	校名	位置	略		和歌山県立田辺中学校	略	<u>和歌山県立新翔くろしお中学校</u>	<u>新宮市佐野1005</u>	<p>(中学校の設置) 第1条 和歌山県立中学校を次のとおり設置する。 。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">校名</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県立田辺中学校</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	校名	位置	略		和歌山県立田辺中学校	略
校名	位置														
略															
和歌山県立田辺中学校	略														
<u>和歌山県立新翔くろしお中学校</u>	<u>新宮市佐野1005</u>														
校名	位置														
略															
和歌山県立田辺中学校	略														

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第36号

警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準) 第9条 略</p> <p>2 前項の規定により警察官を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した警察官の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる警察官の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該警察官の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳を超える警察官(次号に掲げる警察官を除く。)</u></p> <p>(2) <u>職務の級が9級である警察官</u></p> <p>4～7 略</p> <p>(扶養手当) 第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその警察官の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額は、前項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円)、同項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(地域手当) 第12条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の8</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p> <p>第12条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する警察官がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの警察官の在</p>	<p>(昇給の基準) 第9条 略</p> <p>2 前項の規定により警察官を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した警察官の昇給の号給数を4号給(職務の級が8級以上である警察官にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>55歳を超える警察官の昇給は、第1項に規定する期間における当該警察官の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>(扶養手当) 第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその警察官の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(地域手当) 第12条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の6</u></p> <p>(7) 7級地 <u>100分の3</u></p> <p>(8) 8級地 <u>100分の1.5</u></p> <p>3 略</p> <p>第12条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する警察官がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの警察官の在</p>

勤する公署が移転した場合（これらの警察官が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該警察官には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（同条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該警察官が当該異動等の日から3年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該警察官に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 略
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に1.00分の60を乗じて得た割合

- 2 国家公務員、警察官以外の地方公務員若しくはこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける警察官となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるときは、当該警察官には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第12条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する警察官に支給する。

- (1) 略
- (2) 第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される警察官で、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）

勤する公署が移転した場合（これらの警察官が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の地域に該当しないこととなるときは、当該警察官には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該警察官が当該異動等の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該警察官に対する地域手当の支給については、国家公務員に対する地域手当の支給についての例による。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 略

- 2 国家公務員、警察官以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける警察官となり、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるときは、当該警察官には、国家公務員に対する地域手当の例により、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第12条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する警察官に支給する。

- (1) 略
- (2) 第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される警察官で、配偶者が居住するための住宅（警察官の居住の用に供するための職員住宅その他人事委員会規則

同条において同じ。)が居住するための住宅(警察官の居住の用に供するための職員住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第13条 次に掲げる警察官には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、第4項及び第5項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする警察官(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる警察官を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))及び高齢者部分休業警察官(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる警察官 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2)・(3) 略

3 第1項第3号に掲げる警察官で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める警察官を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄

で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第13条 次に掲げる警察官には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、次項及び第4項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする警察官(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる警察官を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))及び高齢者部分休業警察官(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる警察官 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該警察官が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該警察官の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)・(3) 略

3 第1項第3号に掲げる警察官で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める警察官を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事

道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える警察官の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該警察官の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該警察官が第3項に規定する警察官である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

(単身赴任手当)

第13条の2 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける警察官となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする警察官その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条 前条第1項の規定により管理職手当を受ける警察官のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い警察官として人事委員会規則

委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、4万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該警察官が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該警察官の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

5～8 略

(単身赴任手当)

第13条の2 略

2 略

3 国家公務員、警察官以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける警察官となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする警察官(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める警察官に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条 前条第1項の規定により管理職手当を受ける警察官のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い警察官として人事委員会規則

で定める警察官（次項において「管理警察官」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理警察官が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした警察官にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

(期末手当)

第21条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第22条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部警察官にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部警察官にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

で定める警察官（次項において「管理警察官」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理警察官が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした警察官にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

(期末手当)

第21条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第22条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部警察官にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部警察官にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)
第23条の2 第8条第1項、第9条、第12条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務警察官には適用しない。

3～5 略

(適用除外)
第23条の2 第8条第1項、第9条、第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の2、第20条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務警察官には適用しない。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	

	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
定	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400
年	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
前	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
再	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
任	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
用	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
短	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
時	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
間	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
勤	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	

務	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600			
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100				
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400				
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600				
警	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800				
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100				
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400				
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600				
察	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800				
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100				
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400				
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600				
官	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800				
	86	302,500	321,000	345,500	387,800						
	87	303,200	322,000	347,000	388,400						
	88	303,900	323,000	348,400	389,000						
以	89	304,600	324,000	349,700	389,300						
	90	305,400	325,300	350,900	389,800						
	91	306,200	326,500	352,100	390,300						
	92	306,900	327,700	353,400	390,800						
外	93	307,400	328,900	354,700	391,200						
	94	308,300	330,200	356,200	391,600						
	95	309,200	331,400	357,700	392,100						
	96	310,000	332,600	359,100	392,600						
の	97	310,800	333,800	360,400	393,000						
	98	311,800	335,100	361,600	393,500						
	99	312,700	336,300	362,700	394,000						
	100	313,600	337,500	363,900	394,500						
警	101	314,500	338,900	365,000	394,800						
	102	315,500	339,800	366,100	395,200						
	103	316,500	340,800	367,200	395,700						
	104	317,400	341,900	368,300	396,000						
察	105	318,200	343,000	369,500	396,300						
	106	318,800	344,100	370,000	396,800						
	107	319,400	345,100	370,600	397,300						
	108	320,000	346,100	371,200	397,800						
官	109	320,500	347,300	371,800	398,100						
	110	321,000	348,300	372,300	398,600						
	111	321,400	349,300	372,700	399,100						
	112	321,900	350,200	373,200	399,600						
	113	322,700	351,100	373,600	399,900						
	114	323,400	352,000	374,000	400,400						
	115	324,100	353,000	374,500	400,900						

116	324,700	354,000	375,000	401,400						
117	325,300	355,000	375,400	401,800						
118	326,000	355,400	375,900	402,300						
119	326,700	356,000	376,500	402,700						
120	327,500	356,600	377,000	403,200						
121	328,100	356,900	377,200	403,600						
122	328,400	357,300	377,700							
123	328,900	357,700	378,200							
124	329,400	358,100	378,600							
125	329,700	358,500	379,100							
126		358,900	379,600							
127		359,300	380,100							
128		359,700	380,600							
129		360,100	380,900							
130		360,500	381,400							
131		360,900	381,900							
132		361,300	382,400							
133		361,500	382,700							
134		362,000	383,200							
135		362,400	383,600							
136		362,700	384,000							
137		363,000	384,300							
138		363,400	384,800							
139		363,900	385,300							
140		364,400	385,800							
141		364,700	386,100							
142		365,200								
143		365,700								
144		366,200								
145		366,500								
定年前再任用短時間勤務警察官	基準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	

(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (暫定再任用警察官に関する経過措置) 3～8 略</p> <p>9 第8条第1項、第9条第2項、第4項、第6項及び第7項、<u>第12条並びに第23条並びに新給与条例第9条第1項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用警察官には適用しない。</u></p> <p>10 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (暫定再任用警察官に関する経過措置) 3～8 略</p> <p>9 第8条第1項、第9条第2項、第4項、第6項及び第7項、<u>第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の2、第20条並びに第23条並びに新給与条例第9条第1項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用警察官には適用しない。</u></p> <p>10 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の給料表の適用を受けていた警察官であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次項において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした警察官及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした警察官の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(6) 前各号に定めるもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に該当する者」とあるのは「(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)(7) 前各号に定めるもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に該当する者」と、同条第3項中「第6号まで」とあるのは「第5号まで及び第7号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当(和歌山県内の地域に在勤する者に係るものを除く。)の月額、新給与条例第12条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う警察官の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

(切替日前に異動等のあった警察官等の地域手当に関する経過措置)

7 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第12条の3第1項に規定する異動等のあった警察官又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められた警察官(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である警察官及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官を除く。)については、新給与条例第12条の3第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第36号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「3年」とあるのは「2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「3年」とあるのは「2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項

「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異中

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。)

動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2

異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」

年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「者から」とあるのは「者が、」と、

「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

8 切替日から令和10年3月31日までの間に新給与条例第12条の3第1項に規定する異動等のあった警察

官又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められた警察官については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第36号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 新給与条例第13条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける警察官となった者にも適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

警察官の号給の切替表

旧号給	職務の級					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	

50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		

86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					

122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第37号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第11条 何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項及び第3項に規定する怨恨の感情を除く。）を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号に掲げる行為を反復して行い、著しい不安を覚えさせてはならない。</p> <p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</p> <p>(2) <u>その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>(3) <u>面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) <u>その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置く</u></p>	<p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第11条 何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する怨恨の感情を除く。）を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号に掲げる行為を反復して行い、著しい不安を覚えさせてはならない。</p> <p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、<u>又はこれらの場所に押し掛けること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</u></p>

こと。

- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同様に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。
2. 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

(罰則)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) 略
- (3) 第11条第1項の規定に違反した者
- 2 第14条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) 略
- (3) 略
- 4～6 略
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) 略
- (3) 常習として第11条第1項の規定に違反した者
- 8 常習として第4条、第6条第1項又は第12条の規定に違反した者（前項各号に規定する者を除く。）は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 常習として第2条、第5条、第6条第2項又は第7条から第10条までの規定（第8条第2項から第5項まで及び第10条第4項の規定を除く。）に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (6) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず電話をかけ、電子メールを送信し、ファクシミリ装置を用いて送信し、その他電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて送信すること。

(罰則)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) 略
- 2 第14条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) 略
- (3) 第11条の規定に違反した者
- (4) 略
- 4～6 略
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) 略
- 8 常習として第4条、第6条第1項、第11条又は第12条の規定に違反した者（前項各号に規定する者を除く。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 常習として第2条、第5条、第6条第2項又は第7条から第10条までの規定（第8条第2項から第5項まで及び第10条第4項の規定を除く。）に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第11条の規定に違反する行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第38号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表第1（第2条関係） 1 授業料 (1) 高等学校 ア・イ 略 ウ 通信制 1単位につき 336円 エ 略 オ 高等学校の聴講生として履修する特定の科目 (7)・(1) 略 (ウ) 通信制の科目 1単位につき 336円 (2)～(8) 略 備考 1～4 略 5 <u>和歌山県立高等学校において専門教育（農業に関するものに限る。）に関する科目を修めて卒業し、引き続き農林大学校に入学した者（高等学校から一貫した研究を行う見込みであることを要件とする選考を経て入学した者に限る。）のうち、知事が別に定める基準に照らして学業成績が優秀であると認められるものについては、授業料は徴収しない。</u> 2～26 略 27 スケートパーク使用料	別表第1（第2条関係） 1 授業料 (1) 高等学校 ア・イ 略 ウ 通信制 1単位につき履修期間2年まで 336円 エ 略 オ 高等学校の聴講生として履修する特定の科目 (7)・(1) 略 (ウ) 通信制の科目 1単位につき履修期間2年まで 336円 (2)～(8) 略 備考 1～4 略 2～26 略 27 スケートパーク使用料																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他知事の指定する行為</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	略	略	略	その他知事の指定する行為	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他教育委員会の指定する行為</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	略	略	略	その他教育委員会の指定する行為	略	
種別	単位	金額																	
略	略	略																	
その他知事の指定する行為	略																		
種別	単位	金額																	
略	略	略																	
その他教育委員会の指定する行為	略																		
備考 略	備考 略																		

28～33 略

別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)

1～24 略

25 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査 1件につき 33,000円(これらの申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合におけるこれらの申請に対する審査にあつては、26,500円)

(2)～(6) 略

26～35 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1・2 略

3 環境・衛生関係事務

(1) 検査等

ア 薬品試験

(ア) 定性試験 1成分につき 2,920円

(イ) 定量試験 1成分につき 6,250円

イ 温泉試験

(ア) 鉱泉小分析 1件につき 19,400円

(イ) 鉱泉分析試験 1件につき 129,660円

ウ 略

エ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)

(ア) 規格試験 1件につき 12,560円

(イ) 細菌検査

a 一般生菌数試験 1件につき 2,940円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

b 大腸菌群定性試験 1件につき 3,890円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,800円 ただし、前処理を必要と

28～33 略

別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)

1～24 略

25 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(2)～(6) 略

26～35 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1・2 略

3 環境・衛生関係事務

(1) 検査等

ア 薬品試験

(ア) 定性試験 1成分につき 1,600円

(イ) 定量試験 1成分につき 5,130円

イ 水質試験

(ア) 飲料水試験 1件につき 8,970円

(イ) 上水道水試験

a 定期検査 1件につき 12,680円

b 省略不可能項目検査 1件につき 88,220円

c 基準項目試験 1件につき 286,360円

(ウ) 細菌検査

a 一般細菌数試験 1件につき 2,160円

b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,490円

c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,370円

(エ) 定性試験 1成分につき 1,610円

(オ) 定量試験 1成分につき 3,740円

(カ) ガスクロマトグラフィ等特殊分析機器による試験 1成分につき 9,000円

(キ) クリプトスポリジウム指標菌検査 1件につき 18,310円

ウ 温泉試験

(ア) 温泉小分析 1件につき 11,280円

(イ) 温泉中分析 1件につき 113,120円

エ 略

オ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)

(ア) 規格試験 1件につき 8,520円

(イ) 細菌検査

a 一般生菌数試験 1件につき 2,180円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,770円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,360円 ただし、前処理を必要と

するものは、1件につき100円を加算する。

d 乳酸菌、耐熱性菌定量試験 1件につき 3,370円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

e 病原菌試験 菌種1件につき 5,450円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を、嫌気性培養(簡易な方法により行うものを除く。)を必要とするものは1件につき1,100円を加算する。

(ウ) 真菌数検査 1件につき 3,990円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

(エ) 定性試験 1成分につき 6,010円

(オ) 定量試験 1成分につき 7,100円

(カ)・(キ) 略

オ・カ 略

キ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。キにおいて「法」という。)第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査 1羽につき 5円

備考 略

ク～コ 略

(2)・(3) 略

(4) 許可関係事務

ア～ス 略

セ 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号。セにおいて「条例」という。)の施行に関する事務

(7) 条例第19条第1項の規定に基づく特定事業の許可の申請に対する審査 1件につき 37,000円

(4) 条例第24条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円

ソ・タ 略

(5) その他の環境衛生関係事務

ア～ウ 略

エ 農林水産物及び食品の輸出に関する法律(令和元年法律第57号。エにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(日本国から輸出される農林水産物又は食品が、その生産、製造、加工又は流通における衛生管理又は衛生状態に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示すものに限る。)の発行 1件につき 870円

(4) 法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査 1件につき 20,900円(現地調査を要しないものにあつては、10,400円)

4・5 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア 元素分析

(7)・(4) 略

(ウ) 全有機体炭素分析(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第1項に規定する日本薬局方に定める有機体炭素試験法に限る。) 1試料につき 5,620円

イ 略

ウ クロマト分析

するものは、1件につき100円を加算する。

d 乳酸菌、耐熱性菌定量試験 1件につき 2,620円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

e 病原菌試験 菌種1件につき 3,790円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を、嫌気性培養(簡易な方法により行うものを除く。)を必要とするものは1件につき1,100円を加算する。

(ウ) 真菌数検査 1件につき 2,760円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。

(エ) 定性試験 1成分につき 3,230円

(オ) 定量試験 1成分につき 6,470円

(カ)・(キ) 略

カ・キ 略

ク 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。クにおいて「法」という。)第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査 1羽につき 5円

備考 略

ケ～サ 略

(2)・(3) 略

(4) 許可関係事務

ア～ス 略

セ 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号。セにおいて「条例」という。)の施行に関する事務

(7) 条例第19条第1項の規定に基づく特定事業の許可の申請に対する審査 1件につき 55,000円

(4) 条例第24条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 32,000円

ソ・タ 略

(5) その他の環境衛生関係事務

ア～ウ 略

4・5 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア 元素分析

(7)・(4) 略

(ウ) 全有機体炭素分析(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第1項に規定する日本薬局方に定める有機体炭素試験法に限る。) 1試料につき 4,540円

イ 略

ウ クロマト分析

- (7) 略
- (4) イオンクロマト分析
 - a 燃焼法 1試料1成分につき10,690円とし、1成分増すごとに4,780円を加算する。
 - b 液体注入法 1試料1成分につき7,110円とし、1成分増すごとに3,430円を加算する。
- (7) 略
- エ～ケ 略
- (3) 材料試験
 - ア～エ 略
 - オ 非破壊試験
- (7)・(4) 略
- カ 略
- (4)～(6) 略
- (7) 精密測定
 - ア 3次元測定 1測定につき 2,750円
- イ 3次元変位変形量測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,800円
- ウ 高速度観察測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,840円
- エ 熱画像測定 1試料につき 4,030円
- オ 測色 1測定につき 2,530円
- カ 光沢度測定 1試料につき 950円
- キ 略
- (8)・(9) 略
- (10) 電気試験・測定
 - ア 略
- イ 略
- (11) 環境試験・測定
 - ア～オ 略
 - カ 耐候試験
 - (7) キセノンランプ 1時間まで1,730円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,470円を加算する。
 - (4) メタルハライドランプ 1時間まで4,840円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,880円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,880円を加算する。

- (7) 略
- (4) 略
- エ～ケ 略
- (3) 材料試験
 - ア～エ 略
 - オ 非破壊試験
 - (7) X線透過
 - a 工業用X線フィルム 1枚につき5,430円
 - b その他X線透過 1測定につき4,510円
- (4)・(7) 略
- カ 略
- (4)～(6) 略
- (7) 精密測定
 - ア 形状測定
 - 真円度、円筒度 1測定につき 2,640円
 - イ 特殊測定
 - (7) 3次元測定 1測定につき 2,750円
 - (4) 3次元変位変形量測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,800円
 - (7) 高速度観察測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,840円
 - (エ) 熱画像測定 1試料につき 4,030円
 - (オ) 測色 1測定につき 2,530円
 - (カ) 光沢度測定 1試料につき 950円
- ウ 略
- (8)・(9) 略
- (10) 電気試験・測定
 - ア 略
 - イ EMC測定
 - (7) エミッション・イミュニティ測定 1試料1項目につき 23,880円
 - (4) その他測定 1試料1項目につき 4,950円
 - ウ 耐電圧試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,260円
 - エ 光パワー計測 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,760円
 - オ 光スペクトラム計測 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 5,390円
 - カ 略
- (11) 環境試験・測定
 - ア～オ 略
 - カ 耐候試験 1時間まで1,730円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,470円を加算する。

円を加算する。
 キ・ク 略
 (12) 略
 (13) 特定分野試験
 ア～カ 略
 キ 医薬品等
 (7)・(4) 略
 (ウ) 製造用水試験 1件につき 8,980
 円
 ク 略
 (14) 略
 (15) 特殊加工
 ア・イ 略
 ウ 積層造形
 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,310円

エ～カ 略
 (16)・(17) 略
 備考 略
 7～10 略
 11 漁業関係事務
 (1)～(6) 略
 (7) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(日本国から輸出される水産物(その加工品を含む。)又は食品が、水産資源の管理に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示すものに限る。)の発行 1件につき 870円
 12 畜産関係事務
 (1)～(11) 略
 (12) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア・イ 略
 ウ 法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴 1件につき 5円から2,100円までの間で知事の定める額
 エ 略
 (13)・(14) 略
 13 土木関係事務
 (1)～(8)の2 略
 (8)の3 建築士法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア～ウ 略
 エ 法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査 1件につき 23,000円

オ 略
 備考
 1 略
 2 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関(以下2において「指定事務所登録機関」という。)が行う法第23条第1項の規定による一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者はエに定める額の手数料を、法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けようとする者はオに定める額の手数料を、それぞれ当該指定事務所登録機関

キ・ク 略
 (12) 略
 (13) 特定分野試験
 ア～カ 略
 キ 医薬品等
 (7)・(4) 略
 (ウ) 製造用水試験 1件につき 7,730
 円
 ク 略
 (14) 略
 (15) 特殊加工
 ア・イ 略
 ウ 積層造形
 (7) インクジェット 30分(30分未満は、30分とする。)につき 4,260円
 (4) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,310円

エ～カ 略
 (16)・(17) 略
 備考 略
 7～10 略
 11 漁業関係事務
 (1)～(6) 略
 12 畜産関係事務
 (1)～(11) 略
 (12) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア・イ 略
 ウ 法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴 1件につき 5円から1,800円までの間で知事の定める額
 エ 略
 (13)・(14) 略
 13 土木関係事務
 (1)～(8)の2 略
 (8)の3 建築士法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア～ウ 略
 エ 法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の申請に対する審査 1件につき 16,000円

オ 法第23条第1項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査 1件につき 11,000円

カ 略
 備考
 1 略
 2 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関(以下2において「指定事務所登録機関」という。)が行う法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者はエに定める額の手数料を、法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けよう

に納付しなければならない。この場合において、それらの納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

- (8)の4～(17) 略
 14 略
 15 防犯・交通関係事務
 (1) 略
 (2) 道路交通法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

- ア～オ 略
 (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 ア・イ 略

- (4)～(6) 略
 16～20 略

とする者はカに定める額の手数料を、それぞれ当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。この場合において、それらの納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする

- (8)の4～(17) 略
 14 略
 15 防犯・交通関係事務
 (1) 略
 (2) 道路交通法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 ア 法第49条第2項の規定に基づくパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給 1件につき 300円

- イ～カ 略
 (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 ア・イ 略

- ウ 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付 1件につき 500円
 エ 法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付 1件につき 500円

- (4)～(6) 略
 16～20 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項第1号ウ及びオ(ウ)並びに同表第27項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例18号）附則第2項又は第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における申請に対する審査の手数料については、この条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例別表第3第3項第4号セの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知が警察署長により行われた場合における保管場所標章の交付に係る手数料については、なお従前の例による。